

No. 4 駅周辺まちづくり協議会における公募委員募集要項

1 趣旨

この要項は、武蔵村山市附属機関等における公募委員の募集に関する要綱（令和元年7月26日訓令（甲）第5号）第4条第2項の規定に基づき、No. 4 駅周辺まちづくり協議会設置要綱（令和7年4月22日訓令（乙）第73号）（以下「要綱」という。）第1条の規定により置くNo. 4 駅周辺まちづくり協議会における、要綱第3条第1項第2号及び第3号の委員（以下「公募委員」という。）の公募について、必要な事項を定めるものとする。

2 附属機関等の名称

No. 4 駅周辺まちづくり協議会（以下「協議会」という。）

3 協議会の所掌事項

協議会は次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 土地利用の在り方に関すること。
- (2) 道路・交通ネットワーク及び景観形成に関すること。
- (3) その他（仮称）No. 4 駅の周辺のまちづくりに関して必要と認めること。

4 会議の開催頻度及び開催時間帯

会議は、1か月から2か月の間に1回程度開催することとし、その開催時間帯は、原則として土曜日の日中（1回につき2時間程度）とする。

5 募集人員

次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ3人を募集する。ただし、いずれかの区分に応募した人数がこれに満たない場合は、もう一方の区分の人数は4人とすることができるものとする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する武蔵村山市の住民基本台帳に記録されている者（以下「市民」という。）のうち武蔵村山市立地適正化計画に定める（仮称）No. 4 駅周辺の都市機能誘導区域内（以下「区域内」という。）に住所を有する者、区域内で事業を営む者又は区域内の土地若しくは建物の所有権を有する者
- (2) 市民、武蔵村山市内（以下「市内」という。）で事業を営む者又は市内の土地若しくは建物の所有権を有する者（前号に掲げる者を除く。）

6 応募資格

応募資格を持つ者は、第5の募集人員の各号に掲げる区分のいずれかに該当する者のうち、次に掲げる要件を備えている者とする。

- (1) 公募委員の公募に応募する日において、18歳以上の者であること。
- (2) (仮称) N o . 4 駅周辺のまちづくりに関心があること。
- (3) 多摩都市モノレールの箱根ヶ崎方面延伸後、(仮称) N o . 4 駅を利用する予定であること。
- (4) 土曜日の日中に開催する会議に出席できること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

7 応募方法

応募は、N o . 4 駅周辺まちづくり協議会委員応募用紙（別記様式）を都市計画課に提出するか、市ホームページの専用フォームに回答することにより行うものとする。

8 募集期間

令和7年5月7日(水)から令和7年5月23日(金)までとする。

9 候補者の選定方法

候補者の選定は、選考委員による選考の方法によるものとする。

なお、選考委員及び審査基準は、別に定める。

10 募集要項の配布方法

都市計画課窓口で配布するとともに、市政情報コーナー、緑が丘出張所及び各図書館に設置するものとする。

11 謝礼の額

会議1回の出席につき、3,000円とする。

12 選考結果の通知

応募者全員に対し、令和7年6月中に選考の結果を書面により通知するものとする。